

第 1 回研究会の議論の概要

(検討の視点)

ワーク・ライフ・バランスの実現という広い視野を持ちながら、その中でも、育児・介護休業制度を中心とする仕事と家庭の両立を容易にするための更なる方策等について検討を行う。

(現状と問題点)

- 育児休業を取る前に約 7 割の女性が退職している現状があり、女性の継続就業ができていないことが問題ではないか。
- 現行の育児休業制度では、1 歳（一定の場合には 1 歳 6 ヶ月）までの子を持つ親しか利用できないが、育休復帰後の継続就業を考えた場合に、何歳までの子を持つ親を両立支援制度が利用できる対象とするかの検討が必要ではないか。
- 今後、育児だけでなく介護と仕事の両立も課題となることが考えられるため、介護休業についても検討課題に加えるべきではないか。

(検討課題)

1 育児・介護期の柔軟な働き方の充実

(1) 勤務時間短縮等の措置

- ヨーロッパでは、勤務時間の短縮を権利として保障している国が多く、短時間勤務の請求権化について検討が必要ではないか。
- 在宅勤務制度も育児期の柔軟な働き方の一つとして検討すべきではないか。

(2) 深夜業の免除、時間外労働の制限

(3) 子の看護休暇

2 育児・介護休業のあり方

(1) 期間雇用者の休業のあり方

(2) 再度の休業取得要件の見直し

3 男性の仕事と家庭の両立の促進

- 専業主婦家庭における男性の育児休業等の取得についての検討が必要ではないか。

4 実効性の確保

- 制度についての労働者個人への情報提供の方法、企業へのノウハウ提供の方法という観点からも検討する必要があるのではないか。
- 中小企業における実効性の確保が必要ではないか。

5 その他

- 再雇用制度についても検討すべきではないか。
- 経済的支援のあり方についても議論すべきではないか。
- 一人親家庭も想定した制度設計が必要ではないか。